

標準化団体・IPR ポリシーの役割の 競争法的研究(1)

Functioning the Standard-Setting Organizations
in Competition Law Perspectives (1)

西 村 暢 史*

目 次

1. 「標準」の競争法的問題と解決試案 (SSOs の重要性)
 - (1) 標準化活動を考える 2 つの視点
 - (2) 結 論
2. 標準化団体の IPR ポリシーの役割
3. 標準化団体と規制当局との関係
 - (1) 米国の状況 (以上, 本号)
 - (2) 欧州の状況
4. 解決試案をめぐる課題
 - (1) 事前開示制度と標準化活動への参加
 - (2) むすびにかえて

“STANDARDS are all around us.”

Richard Gilbert, Competition Policy for Industry Standards,
in BLAIR & SOKOL, THE OXFORD HANDBOOK OF INTERNATIONAL
ANTITRUST ECONOMICS, Vol. 2 (OXUP, 2015), at 554.

* 所員・中央大学法学部准教授

1. 「標準」の競争法の問題と解決試案 (SSOsの重要性)

本稿が取り扱うテーマに関しては、近年、欧米を中心に議論が活発化している¹⁾。日本でも、裁判所判決²⁾や行政機関のガイドライン³⁾を契機として多くの議論⁴⁾が確認される。

-
- 1) 欧米の諸事例や先行研究の最新の動向は、Jorge L. Contreras, *Patents, Technical Standards and Standards-Setting Organizations: A Survey of the Empirical, Legal and Economics Literature*, 2015, available at <http://ssrn.com/abstract=2641569>参照。
 - 2) アップル=サムソン知財高裁判決および決定 (知財高判平成26年5月1日判時2224号146頁)。主として、アップルジャパンが、三星電子は特許権の侵害行為に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を有しないことの確認を求めた訴訟である。特許権者による特許権に基づく損害賠償請求が権利濫用に該当する場合の特定等が問われた。問題となった上記特許権については、標準化団体とそのIPRポリシーに基づくFRAND条件が確認されるため、諸外国での競争法の観点からの言及を意識する議論が確認される (後掲注4参照)。
 - 3) 公正取引委員会「『知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針』の一部改正 (案) に対する意見募集について (平成27年7月8日)」, 「必須特許に関する問題に係る調査報告書 (平成27年7月8日)」には、公開等確認できるものだけではあるが、それらの内容は極めて批判的である。
 - 4) 網羅的ではないが、知財法および競争法の観点からは、根岸哲「標準必須特許の権利行使と日米欧の競争法」泉水文雄・角松史監修・法政策研究会編『法政策学の試み (法政策研究) 第15集』1頁 (信山社, 2014年), 伊藤隆史「情報通信機器市場における標準規格必須特許の権利行使と競争法」Nextcom22号56頁 (2015年), 川濱昇「標準規格必須特許問題への競争法的アプローチ」RIETI ディスカッション・ペーパー: 15-J-043 (2015年), 潮海久雄「標準必須特許の権利行使—競争法からの基礎づけ」小泉直樹・田村善之編『はばたき—21世紀の知的財産法』410頁 (弘文堂, 2015年), 山神清和「FRAND宣言された標準必須特許の権利行使を制限する根拠について」小泉・田村編・同上・394頁, 相樂隆一「FRAND宣言をした標準必須特許による権利行使に関する大合議判決とその国際的な比較」『現代知的財産法—実務と課題』681頁 (発明推進協会, 2015年), 田中悟・林秀弥「技術標準と標準必須特許の法と経済学」

近年のこのような議論の活発化は、標準化活動に伴い生じてきた種々の法的紛争にも由来している。本稿は、競争法の観点を反映させた取り組みを行う標準化団体と積極的に関わる欧米の規制当局の直近の動向を素材に、標準化活動とその中の諸問題に対する標準化団体の役割⁵⁾を再認識するための思考基盤を提供することを目指す。

(1) 標準化活動を考える2つの視点

そこで、まずは、標準化活動が持つ特徴を以下のような2つに整理して、標準化団体の役割を考える起点としたい。

第1に、標準化活動に企業間の協調的行動が不可欠な点である。標準化活動全体から見ると、標準化活動には、特定の特許技術がある製品の標準規格となることで、当該製品の市場の拡大、それに続く関係企業への利潤の発生が期待されている⁶⁾。

たとえば、欧州の標準化に関する共同行為（標準化協定）に対する理解は、「通常、域内市場における経済的相互浸透性の促進、新製品や製品改

パテント68巻8号88頁（2015年）等がある。同様に、標準必須特許の権利行使の観点から差止請求に関する議論を軸に法律専門雑誌が特集を組んでいる。たとえば、「知的財産高等裁判所10周年記念」判例タイムズ1413号（2015年）、「標準規格必須特許の権利行使をめぐる動き」ジュリスト1458号（2013年）、「標準必須特許の在り方を問う」知財研フォーラム第90号（2012年）、「我が国における特許権の行使をめぐる課題」知財フォーラム第98号（2014年）参照。

5) Jorge L. Contreras, *supra* note 1, at 3, Daniel I. Prywes & Robert S.K. Bell, Patent Hold-Up: Down But Not Out, 29 ANTITRUST 3 (2015), at 25, Lisa Kimmel, Standards, Patent Policies, and Antitrust: A Critique of IEEE-II, 29 ANTITRUST 3 (2015), at 18参照。

6) 本稿では、「標準」の定義を標準化団体によって策定される標準として、市場の活動によって創出された標準とは区分し（川濱・前掲注4・1頁）、標準必須特許を技術的（義務的または裁量的）および商業的に標準規格の実装に必要不可欠な技術の権利に係る特許という意味において使用する（鶴原稔也「技術標準に係わる必須特許とIPRポリシー～FRAND条件とは何か、権利行使を制限すべきか?～」tokugikon（特技懇）55頁、59頁（2014年））。

善，市場での研究開発の強化，製品の供給諸条件の改善等に顕著で有益な経済効果を生じさせる。」としている⁷⁾。

この点は，日本の公正取引委員会の「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（2005年）でも確認できる。すなわち，標準規格を関連企業が共同で策定し，製品の普及促進を図る「標準化活動は，製品の仕様・性能等を共通化するなどにより参加者の事業活動に一定の制限を課すものであるが，一方で，製品間の互換性が確保されることなどから，当該規格を採用した製品の市場の迅速な立上げや需要の拡大が図れるとともに，消費者の利便性の向上に資する面もあり，活動自体が独占禁止法上直ちに問題となるものではない。」と指摘するのである（第2-2）。その上で，公正取引委員会は，標準化活動「については，その態様から実質的に事業者団体（以下これらの団体を「標準化団体」という。）の場で行われていると認められる場合が多いと考えられる。」という理解を示している（第2-1（注2））。

標準化活動が競争を含め経済に良い影響を与えることを確認した上で，標準化活動が企業間の協調的な行動を前提とすると，競争法上「直ちに」は問題視されないこと，標準化活動の主体としての標準化団体の役割が確認される。

その一方で，競争法が最も懸念を抱いている企業行動は，企業間の価格等競争に影響を与える内容を持つ協調的行動である。その典型例はライバル業者間での競争と密接に関係する情報のやりとり（情報交換活動）であろう。標準化活動について，欧州が指摘する反競争目的の具体例の一つに，標準採用前に非常に制限的なライセンス条件を開示して競争を抑制する協定が，川下市場の製品価格・代替的知財や技術の価格を共同して固定する際の隠れ蓑となっている場合が挙げられている⁸⁾。

7) Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union (TFEU) to horizontal cooperation agreements, OJ [2011] C 11/1, paras. 257, 263, 308.

8) *Id.*, paras. 274, 299.

確認すべき点は、標準化活動と競争法の関係について、競争法の観点から非難されるべき協調的行動と許容されるべき競争を活性化させるような標準化活動の間の法的評価に関する一定の線引きが存在するという点である⁹⁾。

第2に、関係当事者間の標準化活動に対する異なるインセンティブが実際に問題（最終的には法的紛争）を生じさせているという点である¹⁰⁾。すなわち、標準規格にとって必須となった特許をライセンスする側とライセンスを受ける側は、標準規格必須特許の確立後において、それぞれの立場でライセンスに係る諸条件を交渉等に基づき合意することになる。両者が最も関心を示し、かつ、正反対の主張を展開する点は、おそらくライセンス料率の程度であろう¹¹⁾。ライセンスする側は高く設定しようとし、ライセンスを受ける側は低いライセンス料率を求める。

ここで重要な点は、ライセンスする側が自身の特許権等に基づく権利行使として一定のライセンス料率を主張するという点自体は直ちに否定できるものではないということである。したがって、仮に両当事者間で交渉が決裂し問題となった場合、いかなる条件が揃えば（競争法という意味に限らないが）法的に非難されるべき（または、許容される）ライセンス料率なのかという困難な問題に直面する。同様の問題は、特許技術等の権利

9) 川瀨・前掲注4・8頁。

10) ITU（国際電気通信連合）のITU-T（電気通信標準化部門）におけるノキアとアップルとが標準規格必須特許の権利保有者による差止請求の提訴に対して異なる主張を展開し、決着がつかない点が現在の典型的状況であると言える。たとえば、ノキア側は差止請求を原則可能として、差止請求を制限する場合を例外的に明確化した上で限定することを主張したことに対し、アップル側は原則不可として、差止請求を可能とする例外的状況を限定的にする必要があると主張している（その他、「合理的」や「非差別」についても明確な対立が確認される）。詳細は、一般財団法人日本規格協会平成26年度第2回ISO上層委員会報告会（7月15日）、資料9「ITU-T知財権アドホックグループ2014年1月会合、3月会合、5月会合の概要」（平成26年6月経済産業省国際標準化戦略官）参照。

11) 田中悟 = 林秀弥・前掲注4・96頁。

保有者が、特許権に基づく権利行使としての差止請求についても生じ得る。

この状況を踏まえて、欧州競争当局幹部は、スピーチにおいて、「標準必須特許の権利保有者と実施者であるライセンスーとのバランスは公正で正しくあるべきで（中略）競争法執行は両者の利益に適うよう行われる必要」¹²⁾があるという指摘を行った。

同様の趣旨は、日本のアップル＝サムソン知財高裁判決が引用する標準化団体の ETSI（欧州電気通信標準化機構）が作成した構成メンバーに対する知的財産権の取り扱いに関する IPR ポリシーにおける「3.1通信分野での一般利用の標準化の必要性と、IPR の所有者の権利との間のバランスを取る」という点に求めることができる¹³⁾。

確認すべき点は、標準化活動に伴う権利保有者と実施者との間の緊張関係である。すなわち、標準化団体が標準化活動を管理する際、構成メンバー間のビジネスモデルの違いに基づく利害対立も認識した上で¹⁴⁾、技術普及や製品拡大という標準化活動の本来的趣旨に適う標準規格必須特許の

12) Alexander Italianer, Shaken, not stirred. Competition Law Enforcement and Standard Essential Patents (21 April, Brussels), at 2.

13) 前掲注 2・98頁, 89頁。

14) ライセンスをする側と受ける側の間の対立構造のみならず、特許技術への関わり方によるビジネスモデル（技術開発に特化してライセンス料収入が軸となるビジネスモデル、他者の技術に依拠して製品を製造するビジネスモデル、それらの中間に位置するビジネスモデル等）の対立にも配慮している点には留意しなければならない。特に、複数企業の複数の標準規格必須特許によって構成されている製品では誰もがライセンサーにもライセンスーにもなり得るというわけである。この点については、「標準策定過程に関与する異なるビジネスモデルを持つ様々な企業の相反するような利益を間のバランスを考える必要」性を強調する Alexander Boutin, et al., The new EU Competition Rules on Horizontal Co-operation Agreements, COMPETITION POLICY NEWSLETTER, Number 1-2011 および Alexander Italianer, Doing business in Europe: the review of the rules on co-operation agreements between competitors (1 March 2011, Brussels) 参照。

ライセンス機会確保と技術革新インセンティブ維持との適正バランスが強く求められているという標準化活動の特徴である¹⁵⁾。

(2) 結 論

本稿は、以上の標準化活動が持つ2つの特徴を前提として、①標準化団体のIPRポリシーの制度設計（標準化活動への関連企業の参加促進を目指した、特に、柔軟なライセンス料率の設定等）と、②標準化団体自体に期待される役割（利害関係者のIPRポリシー策定段階からの取り込み方を含めた組織の透明性確保）の重要性を確認する。これらの結論を踏まえ、別途行う裁判所判決等の検討を経て、最終的には、安定的で予測可能な標準をめぐる法的環境の整備を目指すことになる。

もっとも、標準化活動をめぐる法環境では、以下の解決困難な課題と常に向き合うことになる。

第1に、標準規格必須特許をライセンスする、ライセンスを受ける等標準化活動自体に多くの利害関係企業が存在する場合¹⁶⁾、各企業の思惑が異なっている場合が多い。同時に、各企業の利益追求と戦略的な特許権行使を直ちに否定することはできない。結果、標準化活動の結果としてどのような結論が出るとしても、これらの間の複雑な利害関係を前提とすると、誰かが標準規格必須特許に関わるコストを「負担」する状況は必然的に生じる。

15) Kirti Gupta, Technology Standards and Competition in the Mobile Wireless Industry, 22 GEO. MASON L. REV. at 865, 867 (2015). 日本では、「知的財産推進計画2015」18頁（知的財産戦略本部、2015年6月）が、「我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けて、権利者と被疑侵害者とのバランスに留意し」、「差止請求権の在り方について、標準必須特許の場合、PAEによる権利行使の場合について、特許権の価値に与える影響も考慮し、検討」するとしている。

16) 標準化活動に参加する企業が自身の標準規格必須特許についてFRANDが関わっていない場合、自身が標準規格必須特許を持っていないが標準化活動に参加意欲がある企業の場合も考えられる。

第2に、競争法と特許法と民法といった法規の標準化活動に伴う問題、たとえば、権利保有者による差止請求の制約の法的根拠をどのように制度設計するのかという問題である¹⁷⁾。標準化団体の観点から見ても、いずれの法規に基づき問題を解決（または予防）することが最適なのか、（議論の実益はともかく）それぞれの法規の担当範囲を明確化させることだけでも困難となろう。

2. 標準化団体の IPR ポリシーの役割

標準化団体の役割を考える上で、以下では、標準化団体内部における標準化活動を管理する IPR ポリシーの枠組みを概観する。

たとえば、代表的な標準化団体の国際電気通信連合での ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通ガイドラインの標準化活動の手順は次のように整理されている¹⁸⁾。

- ① 標準化する規格の目的・範囲・役割等を策定する。
- ② 標準化する規格の案をメンバーから募る。
- ③ 標準化する規格の草案を作成する。
- ④ 標準化する規格に必須と考えられる特許の募集をする。
- ⑤ 特許権者が宣誓書（確認書）（letter of Assurance）を提出する。
- ⑥ 特許権者が提出した前記宣誓書を公開する。
- ⑦ 非差別的かつ合理的な条件を認めない特許について代替（迂回）案を検討する。

17) たとえば、白石忠志「特許権と競争法をめぐる2013年の状況」パテント67巻2号105頁（2014年）、同「独禁法の展望」小泉・田村編・前掲注4・948頁、958-959頁（弘文堂、2015年）参照。

18) 青柳忠穂「標準化と特許—公正、合理的、かつ非差別的（RAND）条件の検討」泉水文雄・角松生史監修、法政策研究会編『法政策学の試み〔法政策研究（第12集）〕』269頁、274頁（信山社、2011年）。本文の共通ガイドラインを標準化団体の IPR ポリシーとしてまず最初に指摘する意味として、鶴岡・前掲注6・57頁参照。

- ⑧ 投票する。
- ⑨ 標準化した規格を承認する。
- ⑩ 規格書の発表・発行する。」

これらの中でも、⑤の段階において、標準化団体は、構成メンバーに対して各メンバーが保有する標準に関わる可能性のある知的財産権を開示させて、その取扱い方を上記確認書において次のような3つの選択肢を示して、事前にいずれかで確定させる場合が多いとされる¹⁹⁾。すなわち、(1)ロイヤルティー無し＝無償ライセンスによる標準化団体外での当事者間交渉、(2)FRAND²⁰⁾条件での他メンバーへのライセンスによる標準化団体外での当事者間交渉、(3)前二者に依拠しない場合は当該技術を標準規格に含めないというわけである。

このような状況については、公正取引委員会も前記「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」において確認している。すなわち、(1)標準化の一連の活動を公開して多くの参加者を受け入れ、参加者からの技術提案に基づき規格を策定することで当該規格を広く普及したり、(2)規格の中核技術は少数の者が非公開に開発した後、付加的な部分を決定する段階で活動を公開し、参加者からの技術提案も取り入れて規格を策定することで当該規格を広く普及させる場合においては、「標準化活動に参加する事業者に対して、規格技術について特許権を有する場

19) 青柳・前掲注18・274頁。

20) 本稿は原則「FRAND」と表記し、標準化団体のIPRポリシーの表現等に応じて「RAND」とする場合もある。両者の関係については、ボズナー判事等の意見等を紹介する Luke Froeb and Mikhael Shor, *Innovators, Implementers, and Two-sided Hold-up*, theantitrustsource, available at www.antitrustsource.com, (August 2015) at 1, note 2 や、特に fair の重要性を強調する Margrethe Vestager, *Intellectual property and competition*, 19th IBA Competition Conference, (11 September 2015) が議論の起点となる。なお、欧州委員会による「特許と標準」に係るの意見募集の際の定義集では、違いは意識されていない (European Commission, *Public consultation on patents and standards: A modern framework for standardisation involving intellectual property rights* (14/10/2014), at 7)。

合にはその旨を申告し、必要に応じて当該特許を妥当かつ無差別な条件でライセンスする旨の確認書（パテントステートメント）の提出を求め、当該確認書が得られず、かつ、規格技術の利用には当該参加者の有する特許を侵害することが回避できないと判明した場合には当該規格の策定を中止する等の方針を採っているものが多い。」としている（第2-1（注3））。

そして、日本国内の標準化団体の状況もほぼ同様であることが確認できる。

たとえば、一般社団法人電波産業会（ARIB）が取り決めている「規格会議における標準規格に係る知的財産権の方針と宣言のプロセス」では次のような規定がある²¹⁾。

すなわち、規格会議は、一つの標準規格に係る内容の全部（一部）が必須の知的財産権（規定の中では「工業所有権」とされている）に含まれる場合、当該知的財産権の権利保有者（規定の中では「当該権利所有者」とされている）が、次の第一号または第二号の取扱いを選択する場合は、当該知的財産権を標準規格の対象とし、第三号を選択する場合は、標準規格の対象としないと決定するとしている。

標準規格の対象とする第一号の場合、権利保有者は、一切の権利主張を行わず、無条件で標準必須特許の実施を許諾することになるが、ただし、実施者が権利を所有して主張した場合は本号から除くとする例外を規定している。同様に標準規格の対象とする第二号の場合、権利保有者は、権利の内容、条件を明らかにして、実施者に適切な条件で非排他的かつ無差別に標準必須特許を実施許諾するが、ただし、実施者が権利を所有して主張した場合は本号から除くとする例外を規定している。その一方で、標準規格の対象とならない場合、権利保有者は自身の知的財産権に関して上記2

21) 佐藤孝平「標準化団体の運営に関する諸問題」知財研フォーラム90巻51-52頁（2014年）、武田社司・木島誠「標準化活動における知的財産権の取扱いについて」NTT DoCoMo テクニカルジャーナル11巻2号100頁（2003年）。なお、ARIBのIPRポリシー関連資料一覧としては、<http://www.arib.or.jp/tyosaken-kyu/sakutei/sakutei04.html>を参照。

つの取扱いをしない第三号の意思を示すことになる。

そして、ARIB 内の規格会議と権利保有者との関係の観点から、標準策定プロセスとしては、まず、標準規格で規定する内容の全部または一部が必須の知的財産権の対象に含まれる場合、当該知的財産権の保有者は、「確認書の提出」を「確認書提出の期限」に従い実行することになる。その際、確認書において第一号から第三号までの取扱いの選択を権利保有者は示すことになる。仮に、この期限内での必須の知的財産権が特定できない場合、対象となる標準規格に関する全ての自社保有知的財産権に関して第一号または第二号の選択を示した包括確認書を提出することになる。この段階で、必須の知的財産権を非排他的かつ無差別に許諾する意思のあることが確認される。その上で、権利保有者は包括確認書提出から六カ月以内に別途上記確認書を提出することになる²²⁾。

なお、アップル＝サムソン知財高裁判決等で問題となった ETSI の IPR ポリシーに関する運用基準である「IPR についての ETSI の指針」(2008年11月27日付)は、関係企業らの標準規格必須特許の取扱いを次のように整理している²³⁾。すなわち、(1)「会員の権利」として、「自らの IPR を規格に含めることを拒否すること」、そして、「規格に関し、公正、合理的かつ非差別的な条件でライセンスが許諾されること」、(2)「会員の義務」として、「ETSI に、自らの IPR 及び他者の必須 IPR について知らせること」、そして、「必須 IPR の保有者は、公正、合理的かつ非差別的な条件でライセンスを許諾することを保証することが求められること」、(3)「第三者の権利」として、「第三者には、必須 IPR の保有者として、又は ETSI 規格若しくは文書のユーザーとして、ETSI の IPR についての方針の下で、次

22) その他、一般社団法人情報通信技術委員会のホームページが詳細な規程集を用意している。たとえば、2015年度に係る「工業所有権に係る確認書」の提出等については、http://www.ttc.or.jp/j/std/e_vote/tb/ta102/20151q/ を参照。

23) 前掲注2・97頁。鶴原・前掲6・57-58頁は、ETSI の IPR ポリシーを「FRAND 条件での許諾を行うか、否かを宣言させる」という「単独型」と分類している。

の特定の権利を有する。少なくとも製造及び販売，賃貸，修理，使用，動作するため，規格に関し，公正，合理的かつ非差別的な条件でライセンスが許諾されること」である。

以上の IPR ポリシーでの共通点は，標準化団体の構成メンバーが保有する知的財産権の開示とその取扱い方について，当該知的財産権の権利保有者の意思確認を経ていることである。特許技術等に関する情報の開示を前提とすれば，潜在的ライセンシー（実施者）は標準規格の候補となっている技術間で技術自体の優劣やその後のライセンス条件の比較検討を行うことが可能となる。このような技術間での競争が生じることは，同時に，潜在的なライセンサー間でのライセンス条件に関する競争を促進し，特にライセンス料率に関する引下げ競争により最終製品の価格低下という効果も期待できると考えられている²⁴⁾。

確かに，標準化団体の IPR ポリシーが特許等の開示とそのライセンス条件の FRAND での受入れを権利保有者に対して選択させることは，前述した標準化活動の2つの側面を踏まえて法的問題が生じないように制度設計されていると言える。標準化団体は，IPR ポリシーに，いわゆる「ホールドアップ問題」や「ロイヤルティースタッキング」等ライセンス料率に絡む法的問題を抑制する機能を与えてきたと言える²⁵⁾。

その一方で，IPR ポリシーにおいて，「公正」で「合理的」な「非差別的」なライセンス条件を意味する FRAND 条件の具体的（数値）指標は確

24) DOJ, Business Review Letter to VMEbus International Trade Association (VITA) (Oct. 30, 2006) 参照。日本のアップル = サムソン知財高裁判決は，製品間の互換性確保，製造や調達コストの削減等による研究開発の効率化や他社との提携の拡大等の期待，そして，製品・サービスの利便性の向上，製品価格やサービス料金の低減等による製品ユーザーの利益確保という標準化活動の「多大な効用」を評価している（前掲注2・98頁，89頁）。

25) 日本のアップル = サムソン知財高裁判決は，ETSI の IPR ポリシーの趣旨に続いて，標準規格必須特許を組み込んだ製品を製造する実施者は，権利保有者から「過大なライセンス料を要求されたり，実施許諾を得られなかった場合」，標準規格必須特許を組み込んだ製品への投資等が無駄になる等の不利益を負う

定されていない。そもそも標準規格必須特許の確立後において関係当事者間での交渉により確定する内容のものであるため、「誰のためのFRANDか」という観点も含め、各要素の明確化は達成できていない。これが標準化活動における揉め事の種となっている。加えて、自身の保有する特許権等を一方的に同じ標準化団体に属する競合他社に単に開示させることは、自社のみが他社に対して「武装解除」を行うに等しいというイメージを企業側に与えるおそれがある²⁶⁾。結果、標準化活動自体への企業の参加意欲は低下して²⁷⁾、標準化活動は行き詰まる可能性が高い。

ことになるという問題を指摘する（前掲注2・98頁，89頁）。なお，European Commission, *supra* note 20, at 7-8は，後者を，複数の特許が異なる企業により保有され，同時に，それらの特許が単一の製品等を構成するという場合に，当該製品の製造を行う実施者に対して各権利保有者がロイヤルティーを要求することでロイヤルティーが積み上げられ合計額が高額となると定義付けしている。その一方で，「ホールドアップ」は定義集にさえ含んでいない。もちろん，前者については，具体的な諸行為を指摘してはいるが，レポート概要では総じて「機会主義的行動 (opportunistic behaviour)」という表現を用いている (European Commission, Executive Summary, A study prepared for the European Commission Directorate-General for Enterprise and Industry: Patents and Standards; A modern framework for IPR-based standardization (25/03/2014), at 6)。

26) 標準化団体 (IEEE) の IPR ポリシーでは，最も制限的なライセンス条件の事前開示ルールを定めている。そして，40の確認書のうち，当該ライセンス条件が開示されたのは僅か2つであった。その理由としては，権利保有者と実施者との間において，標準規格必須特許の合理的ライセンス料率の意味について広く異なる見解が存在したこと (DOJ, *infra* note 38, at 4) や，事前開示が標準規格必須特許を防衛的に利用できなくなること (自社が他社に先駆けてFRAND条件を設定することで，他社はFRAND条件を宣言しない等自社よりも有利な状況を作り出すおそれがあるということ) が指摘されている (Daniel I. Prywes & Robert S. K. Bell, *supra* note 5, at 28)。

27) 標準化団体 (VITA) の IPR ポリシーでの事前開示ルールが強制となったことでモトローラ社がVITAから脱退したことを指摘する「標準化戦略と知財国際シンポジウム」パネルディスカッション議事録7頁 (2008年) が事実として興味深い。

IPR ポリシーの存在にもかかわらず、様々な法的紛争²⁸⁾が発生したことを受けて、標準化団体側がIPR ポリシーの強化を内容とする改定を行ったことは留意すべきである²⁹⁾。後述のIEEEの改定IPR ポリシーに対する規制当局の回答においても、関連する裁判所判決等との比較が行われている³⁰⁾。

規制当局側も、法的紛争に対応するために、IPR ポリシーの具体的強化、たとえば、標準規格に必須と考えられる技術に関する特許を有する者が、標準規格に自身の特許が組み込まれたことを想定してライセンス条件の事前開示を行うこと、また、権利保有者と標準化団体の協議等によるライセンス交渉の策定作業を含むIPR ポリシーの制度設計を提示した事実も重要である³¹⁾。

このように、標準化団体のIPR ポリシーの機能不全が根拠として指摘されるこれらの法的紛争は私的当事者間の問題ではあるが、IPR ポリシーが背景となっている裁判所判決等が存在する以上、関連する諸事例の検討も同時に行わなければIPR ポリシーの真の役割を問うことにはならない。標準化団体の役割に特化して検討を行う本稿に対する批判として当然に指摘される点であろう。

本稿は、標準化団体が、団体内外の法的紛争を活かすように標準化活動

28) 標準化団体のIPR ポリシーを背景とする法的紛争を整理する Jorge L. Contreras, *supra* note 1, at 20ff. 参照。

29) 和久井理子『技術標準をめぐる法システム—企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯』322頁以下（商事法務、2010年）参照。

30) 後掲注49参照。その意味で、事後的な紛争解決としての司法判断等を取り入れながら標準化団体のIPR ポリシーは変化していることが確認できる。裁判所判決や行政機関の諸判断の検討の際には、標準化団体のIPR ポリシーの現段階での到達点の理解は、相互に密接な関係であることから必須であろう。

31) DOJ/FTC, ANTITRUST ENFORCEMENT AND INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: Promoting Innovation and Competition (April, 2007), at 42. その他, Renata Hesse, Six “Small” Proposals for SSOs Before Lunch (Oct. 10, 2012) および OECD Policy Roundtables, Standard Setting (2010), Background Note, at 39–40 も参照。

の最適解のために、最新の IPR ポリシーが特にどのような点を意識して策定されたのかを明らかにする³²⁾。そして、他日検討予定の関係諸事例を取り上げる際に、本稿が事前に抽出した留意すべき点を検討の基盤とした³³⁾。

3. 標準化団体と規制当局との関係

標準化団体の IPR ポリシーについては、各標準化団体のホームページにおいて多くの場合その内容や手続等を確認することができる。もっとも、それらが競争法の観点からどのような法的評価を受けるか等標準化活動にとって最適解となっているかは検討を要する。

(1) 米国の状況

米国では、標準化団体が、規制当局へ IPR ポリシーを提出して競争法上の回答を得ることができるビジネスレビューレーター手続と呼ばれる制度を利用することがある。標準化団体は、自身の IPR ポリシーに対する米国競争法上の懸念を払拭するために利用するわけであって、ビジネスレビューレーターの検討は、IPR ポリシーに対する競争法評価を観察することを可能とする。

加えて、標準化団体の IPR ポリシーは、技術普及や製品拡大のための標準規格必須特許のライセンスを確保することと、標準規格必須特許の権

32) 標準化団体の IPR ポリシーの強化やその裏付けとなっている理論的アプローチについては、本稿の検討対象である「標準化団体のあり方」に対する検討であって、「事後的な紛争の解決策」としては十分ではないという批判もある(田中悟・林秀弥・前掲注 4・91頁)。

33) 2015年下半期に入っても、米国では、Microsoft Corp. v. Motorola, Inc. et al; Case No 14-35393 (9th Cir, July 30, 2015)、欧州では、Huawei Technologies Co. Ltd v. ZTE Corp. and ZTE Deutschland GmbH, C-170/13 (CJEU, 16 July 2015) といった重要判決が確認される。引き続き関連諸事例の推移に注目する必要がある。

利保有者の技術革新インセンティブを確保するというバランスの要請に応えるよう制度設計がなされていると言ってよい³⁴⁾。規制当局は、標準化活動の本来的な正の効果である競争の活性化を実現する意味でも、常に上記の異なるインセンティブを持つ当事者ら（権利保有者と実施者）双方に対して競争法上不当な行為を行わせないようにすることを考えている³⁵⁾。規制当局による IPR ポリシーの検討結果を示すビジネスレビューレターの重要性は大きい。

これまで注目されてきたビジネスレビューレターは、2006年の VITA³⁶⁾と2007年の IEEE³⁷⁾、そして、2015年の IEEE 改定 IPR ポリシー（IEEE-II）³⁸⁾である。

(ア) VITA

まず、VITA は、コンピュータのバス規格の一つである VME バスを基にしたコンピュータシステム（VME アーキテクチャー）の開発者、販売者、ユーザー等で構成される米国規格協会（ANSI: American National Standards Institute）公認の非営利標準化団体である。

34) 「1.」参照。

35) USDOJ/ USPTO, Policy Statement on Remedies for Standards-Essential Patents subject to Voluntary F/RAND Commitments, at 4, 8 (January 8, 2013). Kirti Gupta, *supra* note 15, at 895-6 は、移動体通信産業では、積極的な技術開発投資・製品数の拡大・各企業の当該産業への参入の増加・小売価格の下落等活発な競争が確認されることを示すことで、技術革新を推進してきた少数の企業は競争法上の問題（ホールドアップ問題等）を生じさせていないと結論し、精確で説得的な経済（学）的根拠に基づく規制当局の姿勢を求めている。

36) DOJ, *supra* note 24. 和久井・前掲注29・309頁以下参照。

37) DOJ, Business Review Letter from Thomas O. Barnett, Assistant Attorney General, U.S. Dept. of Justice to Michael A. Lindsay, Partner, Dorsey & Whitney LLP 4 (Apr. 30, 2007). 和久井・前掲注29・316頁以下参照。

38) DOJ, Business Review Letter from Hon. Renata B. Hesse, Acting Assistant Attorney Gen., U. S. Dep't of Justice, to Michael A. Lindsay, Esq., Dorsey & Whitney, L.L.P. (Feb. 2, 2015). 競争法の観点からの分析として、川瀨・前掲注4・45頁以下参照。なお、2007年からの改定理由については、前掲注26参照。

VITA の標準策定プロセスは、次のとおりである。VITA の構成メンバーから新たな標準規格の策定について申出がなされると、申出者と新たな標準策定に興味を持つ他のメンバーによってワーキンググループ (WG) が結成され、そこで標準のドラフト作成後、当該ドラフトが、VITA 公認の標準規格として承認されることで標準が確立する。

そして、近年頻発している標準規格必須特許の権利保有者による不当に高額なロイヤルティーの要求が、標準策定プロセスを遅延させる等の問題（これをホールドアップ問題と表現している）を防止することを目的として³⁹⁾、IPR ポリシーを見直した VITA が、IPR ポリシーの競争法上の回答を求めて規制当局へ提出したのである。

特に VITA の IPR ポリシーにおける競争法上の論点としては、(1)ライセンス条件に関する FRAND だけでなく、WG メンバーに対し、必須特許に関してより広範な（自社が把握し、そして、今後の標準に必須と考えられる全ての特許のみならず、秘密保持契約の範囲内における第三者の特許の）情報（保有特許数、特許申請番号、国外での特許申請等）の開示を求めていることが重要である⁴⁰⁾。さらに、(2)WG メンバーは、ロイヤルティー最高額（金額または売上額の一定割合）とロイヤルティー以外のライセンス条件に関する最も制限的な条件に関して、VITA の構成メンバーへの FRAND 条件でのライセンスと、その条件の撤回不能という宣言をしなければならない点も同様に重要である。

その他にも、WG メンバー間でのロイヤルティーの共同引下げやライセンス条件の決定が原則として禁止されていること（権利保有者と実施者との間の個別交渉が原則）、情報開示に係るタイミングや、ライセンス条件の制限的開示（たとえば、ロイヤルティー最高額のみ開示）に伴う差止請求等の制限、標準規格必須特許に関する不開示の場合の無償無制限ライ

39) その他、標準策定を妨害するような予期しないライセンス条件の提示の抑制と標準策定プロセスにおける技術間の競争促進も目的として指摘されている。

40) 事前開示が義務となっていない IEEE との違いを指摘する青柳・前掲注18・288頁参照。

センス等様々な「権利保有者に向けた厳しい制限」⁴¹⁾を確認することができる⁴²⁾。

以上の VITA の IPR ポリシーに対して、規制当局は極めて肯定的な評価を下している。特に、上記(1)については、自社技術を標準に採用してもらうためライセンス条件に関して代替技術との競争が促進されることが期待できるとし、(2)については、少なくとも予期し得ない高額なライセンス料のような事態が回避されると評価している。2006年という時期、すなわち、それまでに生じてきたとされる標準規格必須特許の権利保有者によるホールドアップ問題への牽制という特徴もあるかもしれない。

(イ) IEEE-II

IEEE は、非営利の専門的組織として先端技術を取扱い、その運営部門である IEEE-SA は国際標準の先駆的開発者として、また、その中の標準委員会は IEEE の標準策定プロセスを管理している。

規制当局は、今回の IPR ポリシーの改定が IEEE の標準策定プロセスを利用しやすいものとし、より内容的にも改善するという目的を有していることを確認している⁴³⁾。具体的には、(1)市場参加者がよりよく情報に接す

41) 規制当局は、あからさま価格カルテル等の隠れ蓑として標準化活動に係る協調的行動をとる場合、たとえば、川下市場の商品価格を拘束する等特許権者間での協調的行動、実施者側が共同でロイヤルティーの引下げを行う場合（今日ではリバースホールドアップ問題と称される競争法的リスク）等ではない限り、標準化活動に関する行動に対しては、競争促進効果と競争制限効果の両方を検討する「合理の原則」に基づき判断するとしている。理論的には当然の帰結であろう。

なお、特許情報の事前開示を行う場合、関係企業の間では当然当該特許であればどの程度のライセンス料率になるかという予想は可能であろう。このような一方的な情報の事前開示行為が、関係者間での価格に係る協調的行動を助長するような場合も競争法上のリスクとして考慮する必要があるだろう。

42) 加えて、IPR ポリシーに反するような行為に対する紛争解決方法として、VITA は積極的に仲裁手続に関与することも特筆されるべき点であろう。この点に関して、規制当局は、特許紛争の解決に有用であると評価している。

43) DOJ, *supra* note 38, at 6.

ることで（深刻な情報の非対称性がない中での交渉を実現することで）、標準策定プロセスでの参加者に対して標準に組み込む技術間の事前の競争の範囲を潜在的に拡大させることが可能となること、(2)ライセンス諸条件に関するより良い事前の情報を提供できるようにして、事前および事後のライセンス交渉を円滑にして、特許侵害訴訟のリスクを軽減すること、(3) ホールドアップ問題のリスクを軽減して、様々な競争への悪影響を消滅させることである。

IEEE-SA 参加者は、開発中の標準に必須である特許を開示するように促され、潜在的必須特許の全ての保有者は、当該特許のライセンスの際に以下の4つの選択肢から1つを選ぶ確認書（Letter of Assurance: LOA）の提出を求められる。

- ① 必須特許に関して標準の実施予定のすべての申請者に無償でライセンスする。
- ② 必須特許に関して標準の実施予定のすべての申請者に合理的ライセンス料率の下で、不公正な差別的取扱いではない合理的な諸条件でライセンスする（IEEE の RAND 確約）。
- ③ 標準に応じるすべての者や組織に必須特許を行使しない。
- ④ 無償または合理的ライセンス料率の下で必須特許をライセンスしない、または、できない、そして、必須特許の権利行使を行わないことを合意しない、または、できない。

以上の確認書については、IEEE-SA は権利保有者に対して確認書の提出を強制することはできないことになっている⁴⁴⁾。その上で、上記④のように、権利保有者が RAND 確約を回避することもできるという選択肢を用意すると同時に、仮にそのような選択肢を選んだとしても標準策定プロセスへの参加も可能な状況を確認しているとする。

標準化活動への参加を促すという点では、上記の IPR ポリシーの目的と合致すると評価されよう⁴⁵⁾。

44) IEEE-SA, IEEE-SA Standards Board Bylaws, at 16 (2015).

45) ④に関しては、同様の選択肢を用意する DVB の IPR ポリシーを参照する。

そして、今回の IEEE による IPR ポリシーの規制当局への提出は、IEEE による RAND 条件に関して改定された内容、すなわち、①差止命令の利用可能性、②合理的ライセンス料率の意味、③互恵ライセンスに係る許容される要求、④当該確約が適用される製品群に対する競争法上の取扱いに係る競争法上の回答を求めることであった。規制当局は、これら4つにつ

DVB の IPR ポリシーでは、DVB Project IPR Policy と称する IPR ポリシーにおいて (DVB Project, B)、DVB の構成メンバーが FRAND 条件での標準規格必須特許のライセンスを許諾する義務を負うとする (Article 14.2) 一方で、構成メンバーがライセンスの許諾をし得ない場合、事前に通知する義務を負うとしているのである (Articles 14.1 および 14.3)。後者を「消極的開示 (negative disclosure)」と定義付けている (DVB Project, C)。具体的には、構成メンバーは、自身の標準規格必須特許を FRAND (FR&ND) 条件でライセンスできないことを利用不可能な (unavailable) 該当特許をリスト化して90日以内に提出することになる。ここでいう「利用不可能」には2つの類型がある。

第1に、構成メンバーが自身の経営判断に基づいてライセンスできないことを意味する。権利保有者にとっては、標準規格必須特許に該当する特許の特定が流動的な段階での開示を避け、標準規格必須特許に自身の特許が実際に特定された後 (この時こそが開示に必要となるすべての情報を構成メンバーは持つことになる) ライセンス意思がないことを表明できるのである。この90日間において、たとえば、既存のライセンス契約との衝突や特許移転等の取引契約の進展具合等、各構成メンバーの内部での該当特許の特定やライセンス条件に係る種々の決定を自己審査できるとしている。

第2に、構成メンバーが DVB の該当委員会において、仮に自身の標準規格必須特許について FRAND 条件でのライセンスが義務付けられる場合に自社の主要事業分野は深刻な打撃を受けることになるという申告を行うことで、これが認められる場合に「利用不可能」該当となる。以上の点は、Carter Eltzroth, IPR Policy of the DVB Project: Commentary on Article 14 MoU DVB (draft 31/12/07), at 22-4 参照。なお、これまでに上記「利用不可能」リストの提出や消極的開示は確認されていないことも強調されている。

また、これまでに見た3つの選択肢とは異なりどのような影響を構成メンバーに与えるのかについては、後述する欧州での意見募集 (European Commission, *supra* note 20) において DVB も意見を提出しているが、そもそも利用された形跡がない以上明確な回答は確認できない。

いて、競争制限的にロイヤルティー額を減少させて競争を侵害するかどうか、結果、技術革新インセンティブを消滅させてしまうかどうかに基づき審査したとする。

そして、規制当局は、上記4つの改定内容について肯定的な評価を行った⁴⁶⁾。

①は、権利保有者による差止請求がいかなる場合に可能となるのかという点である（内容的には、逆に、差止請求はいかなる場合に制限されるかという方が適切な理解であろう）。

ライセンス交渉を促し、特許侵害訴訟のリスクを限定化し、当事者間での相互に有益な取引となるようにすることが特許化された技術の価値を適切に向上させ、競争促進的な目的を達成することになっているとしている。そもそも関係当事者間での任意ではあるが、両者が不当な引延し等を行わない誠実交渉義務を負っているライセンス交渉がより良い成果を生じさせるという前提は重要である⁴⁷⁾。

そのため、IPR ポリシーは、差止請求を特許請求項の行使による生産等諸活動の制限または防止を内容とするものと定義付けして、その範囲を次のように定めた⁴⁸⁾。すなわち、確認書を提出した者は、標準規格必須特許に関して、実施者が一連の裁定に参加しない場合やその結果を遵守しない

46) Luke Froeb and Mikhael Shor, *supra* note 20 は、権利保有者の利益に対する配慮が足りない点を批判している。特に、①と②（最小販売可能ユニット基準）は、取引上の優位性を権利保有者から実施者に転換し、特許価値を縮小させて権利保有者の技術革新インセンティブを削ぐことになっている（*id.*, at 3）。実施者の標準規格必須特許を自社製品に組み込む、そして、市場での拡大を図るための投資は標準確立前である。したがって、標準化活動の成功には実施者の投資の確保が必須となろう。その一方で、権利保有者の投資はそれよりも以前に行われ、標準確立前の開示や交渉の時点ですでに「埋没」しているとする。①と②が権利保有者の標準に対する見返りとして過小評価されているという批判なのである（*id.*, at 10）。

47) IEEE-SA, *supra* note 44, at 17-8.

48) *Id.*, at 18.

場合を除いて、差止請求を行使することはできないとしている。ここで、一連の裁定という手続的制約が差止請求には課されることになる。

そして、合理的ロイヤルティー料率その他の合理的なライセンス条件の決定、問題となっている特許の有効性 (validity)・権利行使可能性 (enforceability)・侵害性 (infringement)・必須性 (essentiality)に係る裁定、金銭的損害賠償裁定、抗弁や反訴の無効について適切な管轄権を有する裁判所という第三者の裁定を経ることで、初めて差止請求が可能となる。

すなわち、これまでの裁判所判決等が、実施者がRAND条件に基づくライセンスを拒絶する場合でない限り (これが裁判所判決等でのライセンス意欲の有無という枠組みとなる)、実施者に標準規格必須特許のライセンスを行うとしてきた点を、IEEEのRAND確約を選択した権利保有者は、「一連の裁定」に適う行動をとる必要があり、実施者への差止請求が制限されるとしたのである。

仮に、以上の判断枠組みの変化を「転換」と理解する場合⁴⁹⁾、当事者間の合意をより迅速に行い得ることの確実性を向上させることになるとする⁵⁰⁾。なお、種々の差止請求に対する制約から解放されるために権利保有

49) ライセンス意欲の有無という交渉に関わる諸事実を問うこれまでの判断枠組みが否定されたのかは不明である。しかしながら、ビジネスレビューターでは、権利保有者による差止請求に対する追加的制約 (additional limit) と位置付けることも可能 (may) と表現しており (もっとも続けて裁判所判決等よりも著しく制限的なものにはならないとしているが)、ライセンス意欲がある者、または、裁定手続参加者である実施者への差止請求は制限されるとすると、「権利保有者に対する厳しい制限」への「転換」と評される可能性は高い (David Long, U.S. Dept. of Justice issues business review letter not challenging the IEEE IPR Policy change (February 5, 2015), available at <http://www.essential-patentblog.com/>)。

50) なお、RAND確約を行った権利保有者は、IEEEのRAND確約に係る合意に達しなかった場合、特許侵害に基づくRAND枠内の損害賠償請求を行うことは否定されていない。確かに、上記枠内の賠償だけでは、不誠実な実施者が故意に合理的な支払を遅らせて訴訟を権利保有者から提起させることで、権利保有者は必須特許ごとの訴訟への対応をせざるを得ない状況に対する懸念も指摘

者自身が確認書提出を行わない場合であれば差止請求が許容される。

②について、IPR ポリシーは、「合理的ロイヤルティー料率 (Reasonable Rate)」を次のように定義している⁵¹⁾。すなわち、標準規格必須特許の権利としての権利保有者への適正な投資に対する見返りであり、標準規格必須特許の技術に組み込まれた結果として生じた価値はそこから除外されるとした。このような考え方の背景には、(1)迅速なライセンス交渉の促進、(2)特許侵害訴訟のリスク軽減、(3)当事者双方に有益な取引となる事の確保により適切な特許化された技術の価値の明確化、(4)標準に組み込まれた技術の間の競争促進、(5)権利保有者への適切な価値に見合った対価の確保等があるとされている。

そして、合理的なライセンス料率の明確化に関する具体的算定方法に関して、1つの必須考慮事項と、3つの推奨考慮事項を提示している⁵²⁾。

必須の考慮事項は、IEEE 標準規格に組み込まれた特許技術から生じた価値を除いた適切な対価であるとしている。実施者が標準に組み込まれた技術から他の技術に転換できない（または、転換のためのコストが膨大である）状況から生じる価値を除外するという意味である。

これに対して、他3つの考慮要素はいずれもロイヤルティー算定方法の起点として夙に議論されてきた最小販売可能単位 (smallest saleable unit) に基づく価値評価である。このような考え方の背景には、複雑化し大量の

されている。しかしながら、訴訟はいずれの当事者にとっても高額なものとなること、逆に、当事者双方にとっての有益なライセンス交渉がより良い成果を両者に生じさせるという理解の下、交渉の諸状況を判断基準の軸として位置付けている (DOJ, *supra* note 38, at 10)。

そして、合意に至らない場合における最終的な裁判所や第三者機関の介入が、権利保有者には適切な補償を確保し、同時に、実施者に不当な行動を行わせない状況を創出するだけでなく、潜在的ライセンシーに対する評判を形成する意味においても望ましいとしている (*id.*, at 11)。

51) IEEE-SA, *supra* note 44, at 16.

52) 例示列举であり、また、改定により特定の算定手法や料率を示しているわけではない。

特許技術が組み込まれた製品が普及している場合、製品全体の価値ではなく、その中でも該当する特許の価値と適切に関連付けられるロイヤルティー算定が適切であるという理解がある（もっとも、その他の特許化された技術が完全に排除されるかどうかはケースにより異なるということも留保している）。

このようなロイヤルティー算定の考え方を採用することで、権利保有者には適切な金銭的補償を、実施者にはライセンス条件が権利保有者からの差止請求の脅威により不当に獲得されたものではないことが確保されるであろう。結果、ホールドアップ問題の他、標準規格必須特許が多数にのぼり、実施者は全てにライセンス料を支払うことで過剰な支払いとなるロイヤルティースタッキングのおそれの回避が可能であろう。また、当初意図されたライセンスに相当する状況の下での価値を適正に反映することができるとしている。

③は、同一の標準の中の必須特許に関して、ライセンサーとライセンシーとの間でのグラントバック条項の設定を許容している点である。その一方で、同一の標準の中の必須特許ではない特許のライセンスをライセンス条件として要求することは禁止対象となっている。

この取扱いは、最終的には競争に悪影響を及ぼす抱き合わせ行為を想定しつつ、ライセンサーの標準規格必須特許を梃子にして、ライセンシーの有する差別化された特許に対してクロスライセンスを強制するような場合を懸念していると言える。強制的クロスライセンスが技術革新インセンティブを阻害するという理解を起点としているとも言える（もちろん、当事者間での交渉の結果としてのクロスライセンス等は問題ではない）。

④は、RAND 確約を行った権利保有者が特定の生産段階（部品、加工、最終加工等）での標準規格必須特許のライセンス拒絶を行うことを禁止している。実施者が予定している標準を組み込んだ製品の生産等事業活動を迅速かつ確実に行うことで消費者利益にもつながり、製品間の競争や技術革新を促すことにもなるという理解である。

しかしながら、いずれの生産段階においても同じライセンス料率とする

ことを義務付ける意味ではなく、それぞれの段階における適切な価値に合致しなければならないだけとしている。ライセンス交渉が当事者間で行われることを前提とするのであれば、当然の帰結であろう。

なお、IEEE の IPR ポリシーでは上記①から④以外にも、規制当局が直接的に回答していない論点についても肯定的に言及する箇所がある。(1)近年の頻繁する RAND 条件下での標準規格必須特許の第三者による獲得と権利行使の状況⁵³⁾、そして、(2)標準化団体内の標準策定プロセス自体の透明性確保⁵⁴⁾についてである。

前者は、ライセンス交渉を容易にし、標準策定過程をより確実なものとする目的に基づいている。確認書の範囲を無効とするような目的により標準規格必須特許の譲渡や移転等を禁止している。そして、譲渡等の際には、自らの責任の明確化または譲渡先や移転先等に対して確認書に含まれる権利に関する告知等を要求することになる。したがって、確認書の提出に関する確約の拘束を受ける範囲については、提出者とその関連会社等のみならず、確認書に記載された必須特許に関する全ての権利を譲渡、移転した場合の譲渡先、移転先も含まれるとしている。結果、RAND 確約の署名者ではなくとも確認書の拘束を受けることから、長期的な確認書の信頼を向上させることになるという理解である。

後者のような組織手続的考察は、特定の利害関係者の意見に偏った標準策定プロセスでは IPR ポリシー自体が競争に悪影響を及ぼすという理解に基づいていると言える。そのため、IEEE は、IPR ポリシー改定の際にもいくつもの段階を経た審査を行い、そこでの異論等にも十分に配慮しつつ、IEEE にとって最も適切な便益とは何かを追求した結果として今回の改定が実現したと主張している。以下のような各種委員会での決定において賛否が僅差であることがその裏付けであろうとされている。

53) DOJ, *supra* note 38, at 8, note 32. この点に関しては、たとえば、長岡貞男「標準規格にかかる必須特許の権利行使の在り方についての考察」知財研フォーラム90号54頁、57頁以下(2014年)参照。

54) DOJ, *id.*, at 7-8.

具体的には、今回の IEEE の改定 IPR ポリシーの場合、改定期間としては、2013年3月から2015年2月であるが、最初に、IEEE 内部の特許委員会が改定案を提示して意見募集の結果、680の意見が寄せられ、同委員会が3対2で改定案承認した。その後、標準規格委員会が上記改定に係る賛否双方の聞き取り調査を行い、14対5の大多数で改定承認し、運営委員会も賛否双方から聞き取りを開催し、9対3で改定承認した。最後に、執行委員会が最終的に多数決により改定成立したとしている。このように、標準策定プロセス自体に対する競争法上の問題点を考慮していることに今後は留意が必要となろう。

今後、差止請求を制限する要因としての交渉に係る法的に重要な事実の抽出、そして、合理的ロイヤルティー算定の指標となる特許技術の価値の範囲が、権利保有者または実施者のどちらに対する制約として解釈されるものであるのかという点（権利保有者または実施者のどちらの権利行使に対して抑制的に過ぎるのではないかという疑問も含めて）を意識しながら、裁判所判決等の検討を行うことになる⁵⁵⁾。

55) 今回の改定には、批判的見解として権利保有者等ライセンサーで構成される The Innovation Alliance が、The Innovation Alliance, IEEE policy arbitrarily reduces protection given to Wi-Fi-related patents (February 9, 2015), available at <http://www.ipwatchdog.com/> を公表している。権利保有者に厳しい改定内容とすれば、当然の主張かもしれないし、前掲注10と同位相の問題であろう。

Functioning the Standard-Setting Organizations in Competition Law Perspectives (1)

Nobufumi NISHIMURA

Summary

This article emphasizes the important role of Standard-Setting Organizations (SSOs) in Standard-Setting process. IPR policy which SSOs set up also has unique features as follows. First, IPR policy sets the ex-ante disclosure system that the patent holders should disclose their patents which may be selected as SEPs (standard essential patents) to secure the patent transparency thereby promoting competition among patented technology before the standards would be fixed. However, when SEPs form the essential facility for developing the business incorporating such SEPs, SEPs holders may set unreasonable royalty rate or refuse to grant license aiming at increasing royalty rate. Second, IPR policy in many SSOs requires the member companies to disclose their patent information with the condition that patent holders should grant the license on FRAND (fair, reasonable and non-discrimination) terms to the implementers. The definition of FRAND is still discussion all over the world and we do not have a clear meaning.

SSOs establish their own IPR policy to make appropriate balance between the interests of the patent holders whose patented technology may be SEPs and the implementers who use such patent to manufacture patented products. In the meanwhile, competition authorities also have assessed the IPR policy in Competition law perspectives. This article describes how the competition analysis deals with the above purpose of the IPR policy.